

○盛岡・紫波地区環境施設組合議会定例会規則

昭和43年3月30日規則第1号

改正 平成4年4月1日規則第3号（題名改称）

盛岡・紫波地区環境施設組合議会定例会は、毎年3月と9月にこれを開く。ただし、特別の必要があるときは、繰上げ又は繰下げて開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日規則第3号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。